

独占禁止法と市民①

総合教育科 教授 後藤 多栄子

みなさんは独占禁止法という法律名を聞いたことがありますか。独禁法と短く呼ばれるときが多いです。文字から察するに独占を禁止する法律かなあと考えられます。そのとおりです。ただ、独占することを禁止するものではなく、不正な手段をつかって独占を維持することや、不正な手段をつかって独占する行為を禁止するものです。つまり、重心は不正な手段をつかうところにあります。

みなさんは椅子取りゲームをして遊んだ経験はありますか。椅子の数はゲームをする人の数より少なく、音楽などがなっているあいだは椅子の周りを歩いていて、音楽がとまったら、椅子にすわるゲームです。当然、人の数のほうが椅子の数よりも少ないので、座れないひとがでてきます。同じ椅子に座ろうとがんばって、おしりがぶつかったり、椅子の端に2人が座ろうとして取り合いになったりします。その時、自分がすわるために相手の人をつきとばして椅子を奪取するひともいるかもしれません。椅子を独占したい気持ちがとても強いと、どんな手段でもいいから、とにかくこの椅子を獲得するのだとなります。

みなさんを事業者、つまり会社におきかえてください。椅子を市場とおきかえてください。マーケットシェア、つまり市場に占める占有率をできるだけ獲得したいと考えてください。

みなさんは学生時代、同級生と仲良しでしたか。同級生同士だからみんな仲良くしなさいといわれてきたとおもいます。先生や親から、小学校、いや、幼稚園や保育園のころから繰り返しいわれてきたものです。もちろんそのとおりで、同級生と仲良くすることをとおして協調性や社会性や和の心をはぐくんできたとおもいます。

では、同じ業種の会社どうしは仲良しでしょうか。おなじ業種なので、共同組合や同業種間のあつまりなどで顔見知りになって、交流がある会社もあるかとおもいます。問題はなさそうですが、独禁法との関連はなんでしょうか。さきに不正な手段をつかうところが問題であるといいました。さて今回は、同じ業種の会社、たとえば、パン屋さん業界にあてはめて考えてみます。

(『紀伊民報』平成二八年八月九日)